

県南広域振興局長告示第18号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、須川土地改良区（一関市）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

令和元年6月4日

県南広域振興局長 平野 直

1 就任

(1) 理事

小野寺	勝	一関市中里字南白幡62番地 1
高泉	茂美	〃 花泉町金沢字下菅ノ平27番地
阿部	幸文	〃 滝沢字宮田118番地
佐藤	幸一	〃 〃 字苦木80番地
高橋	佐悦	〃 狐禅寺字山田103番地
佐々木	元	〃 花泉町金沢字中屋敷15番地 3
小野寺	美彦	〃 〃 〃 字石名坂29番地
佐藤	慶一	〃 弥栄字北ノ沢37番地

(2) 監事

丹野	貞男	一関市花泉町涌津字下原133番地 3
菅原	賢	〃 滝沢字二ノ沢86番地

2 退任

(1) 理事

佐藤	慶一	一関市弥栄字北ノ沢37番地
佐々木	清志	〃 花泉町金沢字中屋敷40番地
小野寺	勝	〃 中里字南白幡62番地 1
菅原	俊治	〃 花泉町金沢字卯南田14番地
阿部	幸文	〃 滝沢字宮田118番地
佐藤	幸一	〃 〃 字苦木80番地
高橋	佐悦	〃 狐禅寺字山田103番地
高泉	茂美	〃 花泉町金沢字下菅ノ平27番地

(2) 監事

丹野	貞男	一関市花泉町涌津字下原133番地 3
菅原	潔	〃 滝沢字二ノ沢117番地 2